

# 官報号外

平成十一年四月十六日

## ○第一百四十五回 参議院會議錄第十四号

平成十一年四月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十一年四月十六日

午前十時開議

第一 國際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求める件(衆議院送付)

第二 アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求める件(衆議院送付)

第三 國立教育会館の解散に関する法律案(内閣提出)

第四 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 船舶法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方自治法第百五十六条第八項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求める件

第七 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第八 訪問販売等に関する法律及び割賦取扱法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

第九 國際協力銀行法案(内閣提出 衆議院送付)進に関する法律案(内閣提出)

第一〇 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔河本英典君登壇、拍手〕

○河本英典君 ただいま議題となりました協定の改定につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、國際通貨基金協定の第四次改正は、IMFの特別引き出し権、SDRが、一九八一年を最後に配分されておらず、その後の加盟国は配分を受けていない等の不均衡が生じていることから、これを平衡なものとするため、SDRの一回限りの特別配分を行うことについて定めるものであります。

次に、アフリカ開発銀行設立協定の改正是、近

年、債務の延滞増加による財務状況の悪化に伴い、銀行の改革の必要性が認識され、銀行運営における我が国を含む域外加盟国の責任と発言権を高めるため、加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することについて定めるものであります。

次に、アフリカ開発銀行設立協定の改正是、近

年、債務の延滞増加による財務状況の悪化に伴

い、銀行の改革の必要性が認識され、銀行運営における我が国を含む域外加盟国の責任と発言権を

高めるため、加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することについて定めるものであります。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十一

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十二

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十三

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十四

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十五

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十六

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十七

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十八

○議長(斎藤十朗君) 一一百三十九

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十一

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十二

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十三

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十四

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十五

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十六

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十七

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十八

○議長(斎藤十朗君) 一一百四十九

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十一

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十二

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十三

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十四

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十五

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十六

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十七

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十八

○議長(斎藤十朗君) 一一百五十九

○議長(斎藤十朗君) 一一百六十

○議長(斎藤十朗君) 一一百六十一

○議長(斎藤十朗君) 一一百六十二

○議長(斎藤十朗君) 一一百六十三

○議長(斎藤十朗君) 一一百六十四

○議長(斎藤十朗君) 一一百六十五

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

使用形態の変化に対応して、自動車運送事業の用に供する自動車等に係る定期点検の間隔を延長するとともに、一定の車両総重量未満の貨物の運送の用に供する自動車等に係る自動車検査証の有効期間を延長しようとするものであります。

委員会におきましては、法改正に伴う影響と整備事業者への支援強化策、車検期間設定基準の明確化への取り組み、自動車排ガス検査体制の強化が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、船舶法の一部を改正する法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の一以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化的是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、船舶法の一部を改正する法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の一以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化的是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、船舶法の一部を改正する法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の一以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化的是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、船舶法の一部を改正する法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の一以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化的是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、船舶法の一部を改正する法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の一以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化的是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われました

投票総数

一百三十一

賛成

一百三十一

反対

〇

会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

額の制限等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑を行うとともに、訪問販売法・割賦販売法改正案については、参考人からの意見を聴取いたしました。

質疑の主な内容は、消費者取引トラブルに対する機動的な対応、自らルールと法規制の関係、前払い金保全措置の見送りの理由等であります。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 賛成 反対

反対 よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第九 國際協力銀行法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委

員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○勝木健司君登壇、拍手)

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立を図るため、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を解散して、我が国の輸出入もしくは海外における経済活動の促進または国際金融秩序の安定に寄与するための貸し付け等を行うとともに、開発途上地域の経済及び社会の開発または経済の安定に寄与するための貸し付け等を行う国際協力銀行を設立するものであります。

委員会におきましては、両組織統合の効果、新銀行の資金調達のあり方、海外経済協力案件の決定過程の透明性向上等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸理事より本法律案に対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なほ、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

○野間赳君登壇、拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

本法律案は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るために、持続性の高い農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、肥料取締法の一部を改正する法律案は、肥料の品質の保全を図るために、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 賛成 反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一〇 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案

日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案

日程第一二 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案

(いずれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野間赳君。

〔野間赳君登壇、拍手〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

本法律案は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るために、持続性の高い農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、肥料取締法の一部を改正する法律案は、肥料の品質の保全を図るために、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、

特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措

置を講じようとするものであります。

次に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案は、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に関する必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国的基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従って施設の整備を図る者に対し、農林漁業金融公庫から資金の貸し付けを行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、持続性の高い農業生産方式に関する技術の開発と普及、導入を促進するための諸方策、堆肥等の品質表示及び汚泥肥料の検査体制、家畜排せつ物の管理基準等の具体的な内容、施設整備に対する助成の強化等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なほ、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票総数 賛成



官報(号外)

法務委員	江田	五月君	木俣	佳丈君
辞任	千葉	景子君	藤井	俊男君
星野	明市君	平野	貞夫君	補欠
地方行政・警察委員	藤井	俊男君	堀	利和君
外交・防衛委員	藤井	俊男君	堀	利和君
財政・金融委員	小川	敏夫君	江田	五月君
辞任	岡	利定君	片山虎之助君	補欠
財政・金融委員	平野	貞夫君	星野	明市君
国民福祉委員	堀	利和君	堀	利和君
辞任	堂本	暁子君	堀	利和君
労働・社会政策委員	谷林	正昭君	江田	五月君
辞任	木俣	佳丈君	堀	利和君
農林水産委員	谷林	正昭君	堀	利和君
経済・産業委員	堀	利和君	堀	利和君
辞任	堀	利和君	堀	利和君
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。	堀	利和君	堀	利和君
外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第七十九号)	堀	利和君	堀	利和君
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)	堀	利和君	堀	利和君

郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を交通部・情報通信委員会に付託した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を交通部・情報通信委員会に付託した。
財政・金融委員会に付託	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。
郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)	同日内閣総理大臣から議長宛、同日公害等調整委員会委員長川崎義徳君の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
・情報通信委員会に付託した。	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件	郵便法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案	郵便法の一部を改正する法律案
同日議員長から次の報告書が提出された。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第三号)審査報告書	電波法の一部を改正する法律案
アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第四号)審査報告書	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案
告書	同日議員長から次の質問主意書が提出された。
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第七十九号)	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)	同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第四号)審査報告書	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
告書	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
外国人登録法の執行期間及び医療体制に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第四号)審査報告書	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
告書	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第七十九号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(閣法第八一号)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(大森猛君外一名提出)(衆第一五号)

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託した。

児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林芳正君外六名)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済・産業委員会に付託した。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五二号)

同日議長から次の報告書が提出された。

国立教育会館の解散に関する法律案(閣法第七二号)審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第六一號)審査報告書

船舶法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局横木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件(閣承認第二号)審査報告書

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)審査報告書

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書

国際協力銀行法案(閣法第三二号)審査報告書持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第五四号)審査報告書

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(閣法第六六号)審査報告書

#### 審査報告書

#### 国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件

右は多數をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月十四日

外交・防衛委員長 河本 英典

参議院議長 斎藤 十朗殿

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この改正は、国際通貨基金の特別引出権の配分額を加盟国間で平衡なものとするため、特別引出権の特別配分を行うことを目的とするものであり、我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、国際通貨基金における我が国の国際協力を推進することになると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

#### 一、費用

別に費用を要しない。

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年三月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

#### 国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)審査報告書

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書

国際協力銀行法案(閣法第三二号)審査報告書

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第五四号)審査報告書

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(閣法第六六号)審査報告書

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

国際通貨基金協定の第四次改正

(ただし、次のとおり調整する。)に等しくなるよう額の特別引出権を受領する。

(i) 第一に、二十九・三一五七八八一三パーセントに、(c)に定める参加国の割当額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)の総計に対する当該参加国の1に規定する割当額の総計の割合を乗ずる。

(ii) 第二に、(i)の積に、(c)に定める参加国が第十八条の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額(千九百九十七年九月十九日におけるものとする。)及び1の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)及

び1の規定に従つて受領した配分額の和の総額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)の等しい割合を乗ずる。

(iii) 第二に、(i)の積に、(c)に定める参加国が第十八条の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額(千九百九十七年九月十九日におけるものとする。)及び1の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)及び1の規定に従つて受領した配分額の和の総額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)の等しい割合を乗ずる。

(iv) 第二に、(i)の積に、(c)に定める参加国が第十八条の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額(千九百九十七年九月十九日におけるものとする。)及び1の規定に従つて受領した特別引出権の純累積配分額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)及び1の規定に従つて受領した配分額の和の総額(2)の加盟国が特別引出権会計に参加した日におけるものとする。)の等しい割合を乗ずる。

#### 1 第十五条第一項を次のように改める。

(a) 基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにはこれに応じるため、第十八条の規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に對して特別引出権を配分する権限を与えられる。

(b) 更に、基金は、付表Mの規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対し特別引出権を配分する。

(c) 付表Lの次に次の付表を加える。

付表M 特別引出権の一回限りの特別配分額

#### 2 分

#### 付表M 特別引出権の一回限りの特別配分額

1 4の規定が適用される場合を除くほか、千九百九十七年九月十九日において特別引出権会計の参加国である各加盟国は、この協定の第四次改正が効力を生じた日の後三十日目の日に、その特別引出権の純累積配分額が千九百九十七年九月十九日における当該加盟国のか割当額の二十九・三一五七八八一三パーセントに等しくなるような額の特別引出権の配分を受け入れなければならない。総務会決議第455-1号において提議された割当額の調整が実現していない参加国についても、当該決議において提議された割当額に基づいて計算を行う。

2 (a) 4の規定が適用される場合を除くほか、千九百九十七年九月十九日後に特別引出権会計の参加国となり、かつ、その参加の日が基金への加盟の日から三箇月以内である加盟国は、(i)当該加盟国が特別引出権会計に参加した日又は(ii)この協定の第四次改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、(b)及び(c)の規定に従つて計算された額の特別引出権の配分を受ける。

3 (a) 4の規定が適用される場合を除くほか、ユゴースラヴィア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は、千九百九十二年二月十四日に採択された理事会決定第一号三百三十七号(千九百九十一年第百五十号)の条件に従い旧ユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国の基金の加盟国及び特別引出権会計の参加国としての地位を承継すると

(b) (a)の規定の適用上、各参加国は、その特別引出権の純累積配分額が特別引出権会計に参加した日ににおける当該参加国の割当額

(セルビア及びモンテネグロ)が当該理事会決定の条件に従い旧ユーゴースラヴィア社

会主義連邦共和国の基金の加盟国及び特別引出権会計の参加国としての地位を承継した日又は(イ)この協定の第四次改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、(イ)の規定に従つて計算された額の特別引出権の配分を受ける。

(a) の規定の適用上、ユーゴースラヴィア連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)は、その特別引出権の純累積分配額が理事会決定第一万二千三百三十七号(一千九百九十二年五百号)3(c)において提議された割当額の二十九・三一五七八八八一三パーセント(ただし、同国が(a)の規定により配分を受ける資格を有した日を特別引出権会計に参加した日とみなした上で、2(b)(ii)及び(c)の規定に従つて調整する。)に等しくなるよう額の特別引出権を受領する。

4 基金は、この付表に基づく特別引出権の配分を受けることを希望しない旨を配分の日より前に書面により基金に通告した参加国に対しては、当該配分を行わない。

5 (a) 1、2又は3の規定に従つて参加国に対して配分が行われる時において、当該参加国が基金に対する履行遅滞の債務を負つている場合には、当該参加国に配分される特別引出権は、特別引出権会計内の条件付勘定において保管し、及びすべての当該債務が履行された時に当該参加国に対して引き渡す。

(b) 条件付勘定に保管されている特別引出権は、使用することができず、また、この協定の適用上、この付表の規定に基づく計算を除くほか、特別引出権の配分又は保有についてのいづれの計算にも含まれない。参加国が特別引出権会計への参加を終了し又是特別引出権会計の清算が決定された場合において、当該参加国に配分された特別引

出権が条件付勘定に保管されているときは、その特別引出権は、消却される。

(c) この5の規定の適用上、基金に対する履行遅滞の債務は、一般資金勘定における買戻し及び手数料の支払が遅滞しているもの、特別支払勘定における貸付けの元本及び利子の返済が遅滞しているもの、特別引出権会計における手数料及び賦課金の支払が遅滞しているもの並びに受託者としての基金に対する債務の履行が遅滞しているものから成る。

(d) この5の規定を除くほか、一般会計と特別引出権会計との分離の原則及び準備資産としての特別引出権の無条件な性質は、影響を受けないものとする。

### 審査報告書

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月十四日

外交・防衛委員長 河本 英典  
参議院議長 斎藤 十朗殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、アフリカ開発銀行の加盟国の中

右は多數をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月十四日

外交・防衛委員長 河本 英典  
参議院議長 斎藤 十朗殿

### 要領書

一、費用

別に費用を要しない。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よって国会法第八十三章により送付する。  
平成十一年三月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎  
参議院議長 斎藤 十朗殿

### 要領書

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件  
アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

アフリカ開発銀行を設立する協定の一部を次の

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正のように改める。

1 第五条(4)を次のように改める。

(4) 授権資本及び授権資本のいかなる増額も、

その全額が応募された場合には域内加盟国が

総投票権数の六十パーセントを保有し及び域外加盟国が総投票権数の四十パーセントを保有することとなるような数の株式に域内加盟

国の区分に属する国及び域外加盟国の区分に属する国が応募することができるよう、それぞの区分に割り当てる。

331条(2)を次のように改める。

(2) 総務会の会合の定足数は、総務又は総務代理の過半数であつて加盟国の総投票権数の七

十パーセント以上を代表するものとする。

第三十四条(2)を次のように改める。

(2) 理事会の会合の定足数は、理事の過半数であつて加盟国の総投票権数の七十パーセント

以上を代表するものとする。

第三十五条(2)を次のように改める。

この協定に明示的に別段の定めがある場合

を除くほか、総務会における投票は、この条

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るた

に定めるところによる。各総務は、自己の代表している加盟国の票を投する資格を有する。総務会の決定するすべての事項は、一般に、総務会の会合において代表される加盟国で決定する。ただし、いずれかの加盟国が、特に重要でありかつ自國の実質的な利害に関する問題である旨を表明したものに関しては、当該加盟国の要請により、総投票権数の七十パーセント以上の多数による議決で決定する。

3 第三十五条(3)を次のように改める。

(3) この協定に明示的に別段の定めがある場合を除くほか、理事会における投票は、この条に定めるところによる。各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投する資格を有するが、これらの票を一括して投じなければならない。理事会の決定するすべての事項は、一般に、理事会の会合において代表される投票権数の三分の一以上の多数による議決で決定する。ただし、いずれかの加盟国が、特に重要でありかつ自國の実質的な利害に関係する問題である旨を表明したものに関しては、関係する理事の要請により、総投票権数の七十パーセント以上の多数による議決で決定する。

5 第三十五条(5)を次のように改める。

(5) この協定に明示的に別段の定めがある場合を除くほか、理事会における投票は、この条に定めるところによる。各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投する資格を有するが、これらの票を一括して投じなければならない。理事会の決定するすべての事項は、一般に、理事会の会合において代表される投票権数の三分の一以上の多数による議決で決定する。ただし、いずれかの加盟国が、特に重要でありかつ自國の実質的な利害に関係する問題である旨を表明したものに関しては、関係する理事の要請により、総投票権数の七十パーセント以上の多数による議決で決定する。

め、国立教育会館を解散しようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 国立教育会館の解散に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小渕 恵三

国立教育会館の解散に関する法律案  
国立教育会館の解散に関する法律  
1 国立教育会館(以下「教育会館」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 教育会館の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の作成等については、文部大臣が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により教育会館が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(施行期日)  
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四項から第八項までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。(国立教育会館法の廃止)

2 国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)は、廃止する。(国立教育会館法の廃止に伴う経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の別表第一第一号の表国立教育会館の項を削る。

適用については、なお従前の例による。

## (教育会館の業務の特例)

4 教育会館は、平成十二年四月一日から第一項の規定による解散の日の前日までの間においては、国立教育会館法第一条及び第二十条の規定にかかわらず、同条第一項第一号及び第二項の業務を行わないものとする。

## (教育会館の財産の一部の承継)

5 教育会館の財産で主として国立教育会館法第一項第一号及び第二項の業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、第一項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日に国が承継し、一般会計に帰属する。

6 教育会館は、前項の規定により同項の政令で定める財産を国が承継した時において、教育会館の資本金のうち当該財産に係る部分として文部大臣が大蔵大臣と協議して定める金額により資本金を減少するものとする。

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、国立教育会館」を削る。  
道路運送車両法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年四月十五日

交通・情報通信委員長 小林 元  
参議院議長 斎藤 十郎殿

審査報告書  
道路運送車両法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

十一号の二を第十一号とし、第十一号の三を第十一号の二とする。

第七十三条の四第一項中第十一号を削り、第十一号の二とする。

第一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び使用形態の変化に対応して、自動車運送事業の用に供する自動車等に係る定期点検の間隔を延長するとともに、一定の車両総重量未満の貨物の運送の用に供する自動車等に係る自動車検査証の有効期間を延長しようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

## (法人税法の一部改正)

8 所得税法(昭和四十年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表国立教育会館の項を削る。

審査報告書  
船舶法の一部を改正する法律案  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

## (印紙税法の一部改正)

10 印紙税法(昭和四十一年法律第一二二号)の一部を次のように改正する。

別表第二国立教育会館の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

11 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二国立教育会館の項を削る。

## 平成十一年三月一日

内閣総理大臣 小渕 恵三

## 八

## 八

道路運送車両法の一部を改正する法律案  
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項を次のように改める。

第一条第二項第二号に改める。

第二条各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第七十七条第四項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 前項の規定により自動車検査証の有効期間を一年とされる自動車のうち車両総重量八トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車であるもの二年

二 前項の規定により自動車検査証の有効期間を一年とされる自動車のうち自家用乗用自動車であるもの三年

三 第八十一条第二項中「前項第一号」を「前項第一号」に改める。

二 前項の規定により自動車検査証の有効期間を二年とされる自動車のうち自家用乗用自動車であるもの三年

三 第八十一条第二項中「前項第一号」を「前項第一号」に改める。

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 改正後の道路運送車両法第六十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日以後に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた自動車について適用する。

平成十一年四月十五日

交通・情報通信委員長 小林 元

参議院議長 斎藤 十郎殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 船舶法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年三月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

## 船舶法の一部を改正する法律案

## 船舶法明治三十一年法律第四十六号の一部を改正する法律案

次のように改正する。

第一条第二号中「日本臣民」を「日本国民」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民ナルモノノ所

有ニ属スル船舶  
四 前号ニ掲ケタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

第二十一条第三項中「千円」を「二十万円」に改め。

第二十二条第一項、第二十二条ノ一及び第二十三条中「十万円」を「百万円」に改める。

第二十六条及び第二十七条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十七条ノ二中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二十八条中「第二十二条」の下に「、第二十二

条ノ二」を加え、「、第二十五条」を削る。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条 船舶所有者ノ代表者、代理人、使用人其他ノ従業者船舶所有者ノ業務ニ関シ第二十

七条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其船舶所有者ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

法人ノ代表者又ハ法人若クハ人ノ代理人、使用人其他ノ従業者其法人又ハ人ノ業務ニ関シ第二

十七条ノ二ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

## 第三十条及び第三十二条 削除

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一週間を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別紙	
名 称	位 置
佐野自動車検査登録事務所	栃木県佐野市足利市、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡
	国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町及び都

検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、栃木県佐野市に、関東運輸局栃木陸運支局佐野自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

ス

右

平成十一年二月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、コンテンツ提供事業における公正な競争を確保するため、営業上用いられる影

響又は音の視聴又は記録等に係る技術的制限手段により制限されている視聴又は記録等を当該

技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする装置、プログラム等の譲渡等の行為の停止及び予防を請求することができる」としてし

て、不正競争の防止を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

本法律案は、コンテンツ提供事業における公

正な競争を確保するため、営業上用いられる影



の確立が図られるよう支援すること。  
右決議する。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一  
部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。よって国会法第八十三条により送付する。  
平成十一年三月十九日

参議院議長 斎藤 十朗殿  
衆議院議長 伊藤宗一郎

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一  
部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一  
部を改正する法律案

(訪問販売等に関する法律の一部改正)

第一条 訪問販売等に関する法律(昭和五十一年  
法律第五十七号)の一部を次のように改正す  
る。

目次中「第三章 連鎖販売取引(第十一条 第  
十七条)」を「第三章 連鎖販売取引(第十一条  
第十七条) 特定継続的役務提供  
(第十七条の二 第十七条の十一)」に改める。  
(第十七条の二 第十七条の十一)」に改める。

第一条中「並びに連鎖販売取引」を「連鎖販  
売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引」  
に改める。

第一条第一項から第三項までの規定中「及び  
第十八条の二」を「並びに第十八条の二及び第十  
八条の三」に改める。

第十条第四項中「この条」の下に「及び第十七  
条の十一」を加える。

第三章の次に次の二章を加える。

第二章の二 特定継続的役務提供

(定義)

第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第  
十八条の三及び第二十一条において「特定継  
続的役務提供」とは、次に掲げるものをい

う。

一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそ  
れぞれの特定継続的役務ごとに政令で定め  
る期間を超える期間にわたり提供すること  
を約し、相手方がこれに応じて政令で定め  
る金額を超える金額を支払うことを約する  
契約(以下この章において「特定継続的役務  
提供契約」という。)を締結して行う特定継  
続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供(前  
号の政令で定める期間を超える期間にわた  
り提供するものに限る。)を受ける権利を前  
号の政令で定める金額を超える金額を受け  
取つて販売する契約(以下この章において  
「特定権利販売契約」という。)を締結して行  
う特定継続的役務の提供を受ける権利の販  
売

2 この章及び第二十一条において「特定継続  
的役務」とは、国民の日常生活に係る取引に  
おいて有償で継続的に提供される役務であつ  
て、次の各号のいずれにも該当するものとし  
て、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は  
知識若しくは技能の向上その他その者の  
心身又は身上に関する目的を実現させるこ  
とをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実  
現するかどうかが確実でないもの

(特定継続的役務提供における書面の交付)

三 販売業者は、特定権利販売契約を締結した  
ときは、運営なく、通商産業省令で定めると  
ころにより、次の事項について当該特定権利  
販売契約の内容を明らかにする書面を当該特  
定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に  
交付しなければならない。

一 権利の内容であつて通商産業省令で定め  
る事項及び当該権利の行使による役務の提  
供に際し当該特定継続的役務の提供を受け  
る権利の購入者が購入する必要のある商品  
がある場合にはその商品名

提供等契約の概要について記載した書面をそ  
の者に交付しなければならない。

2 販売業者は、特定継続的役務提供契  
約を締結したときは、運営なく、通商産業省  
令で定めるところにより、次の事項について  
当該特定継続的役務提供契約の内容を明らか  
にする書面を当該特定継続的役務の提供を受  
ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて通商産業省令で定め  
る事項及び当該役務の提供に際し当該役務  
の提供を受ける者が購入する必要のある商  
品がある場合にはその商品名

二 役務の対価その他の役務の提供を受ける  
者が支払わなければならない金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

四 権利の行使により受けることができる役  
務の提供期間

五 第十七条の九第一項の規定による特定権  
利販売契約の解除に関する事項(同条第二  
項から第七項までの規定に関する事項を含  
む。)

六 第十七条の十第二項の規定による特定権  
利販売契約の解除に関する事項(同条第四  
項から第六項までの規定に関する事項を含  
む。)

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省  
令で定める事項

(誇大広告の禁止)

第十七条の四 役務提供事業者又は販売業者  
は、特定継続的役務提供をする場合の特定継  
続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提  
供を受ける権利の販売条件について広告をす  
るときは、当該特定継続的役務の内容又は効  
果その他の通商産業省令で定める事項につい  
て、著しく事実に相違する表示をし、又は実  
際のものよりも著しく優良であり、若しくは  
有利であると人を誤認させるような表示をし  
てはならない。

3 販売業者は、特定権利販売契約を締結した  
ときは、運営なく、通商産業省令で定めると  
ころにより、次の事項について当該特定権利  
販売契約の内容を明らかにする書面を当該特  
定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に  
交付しなければならない。

(禁止行為)

第十七条の五 役務提供事業者又は販売業者  
は、特定継続的役務提供等契約の締結につい  
て勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提  
供等契約の解除を妨げるため、当該特定継  
続的役務提供等契約の解約に影響する事項であつて、顧  
客又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購  
入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な  
ものにつき、不実のことと告げる行為をして  
はならない。

役務の提供を受ける権利の購入者が支払わ  
なければならぬ金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法  
四 権利の行使により受けることができる役  
務の提供期間

五 第十七条の九第一項の規定による特定権  
利販売契約の解除に関する事項(同条第二  
項から第七項までの規定に関する事項を含  
む。)

六 第十七条の十第二項の規定による特定権  
利販売契約の解除に関する事項(同条第四  
項から第六項までの規定に関する事項を含  
む。)

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省  
令で定める事項

(誇大広告の禁止)

第十七条の四 役務提供事業者又は販売業者  
は、特定継続的役務提供をする場合の特定継  
続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提  
供を受ける権利の販売条件について広告をす  
るときは、当該特定継続的役務の内容又は効  
果その他の通商産業省令で定める事項につい  
て、著しく事実に相違する表示をし、又は実  
際のものよりも著しく優良であり、若しくは  
有利であると人を誤認させるような表示をし  
てはならない。

3 販売業者は、特定権利販売契約を締結した  
ときは、運営なく、通商産業省令で定めると  
ころにより、次の事項について当該特定権利  
販売契約の内容を明らかにする書面を当該特  
定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に  
交付しなければならない。

(禁止行為)

第十七条の五 役務提供事業者又は販売業者  
は、特定継続的役務提供等契約の締結につい  
て勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提  
供等契約の解除を妨げるため、当該特定継  
続的役務提供等契約の解約に影響する事項であつて、顧  
客又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購  
入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な  
ものにつき、不実のことと告げる行為をして  
はならない。

役務提供事業者又は販売業者は、特定継  
続的役務提供等契約を締結するまでに、通商産業省令  
で定めるところにより、当該特定継続的役務  
の提供を受ける権利の購入者が購入する必要のある商品  
がある場合にはその商品名

2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継  
続的役務提供等契約を締結するまでに、通商産業省令  
で定めるところにより、当該特定継続的役務  
の提供を受ける権利の購入者が購入する必要のある商品  
がある場合にはその商品名

的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(書類の備付け及び閲覧等)

**第十七条の六** 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金額を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。」を行うときは、通商産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならぬ。

**2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方**

方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならぬ。

(指示)

**第十七条の七 主務大臣**は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者(以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないとときは、その旨を公表しなければならない。

(特定継続的役務提供等契約の解除等)  
**第十七条の八 主務大臣**は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から第十七条の六までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるも

のにつき、故意に事実を告げないこと。  
三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるも

(業務の停止等)

**第十七条の九 役務提供事業者又は販売業者**は、特定継続的役務提供契約の解除が、それぞれ当該解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。

5 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。

6 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除が、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。  
二 特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不正に遅延させること。

二 特定継続的役務提供等契約の締結につい

際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のある商品として政令で定める商品(以下この章において「関連商品」という。)の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約(以下この条及び次条において「関連商品販売契約」という。)についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは、特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるも

のを判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるも

のにつき、故意に事実を告げないこと。  
四 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。  
五 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

**第十七条の十 役務提供事業者**が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第十七条の三第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行つこ

とができる。  
六 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができる。  
一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額

イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額  
ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに

二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契

約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受けける権利の購入者は、第十七条の三第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対しても請求することができない。

一 当該権利が返還された場合 当該権利の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対しても請求することができる。

二 当該権利が返還される場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額 (当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

三 当該権利が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額

(適用除外)

第五条 第二項第一項中「又は連鎖販売取引」を「連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取引」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第一項第一項中「又は第十条第二項第二号（指定法人）」

第十八条の二 第二項第一項中「又は連鎖販売取引」を「連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取引」に改め、同条の次に次の三条を加える。

二 第十九条第一項中「又は第十二条第一項第二号若しくは第三項第二号」を「第十条第二項第一項（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第十七条の九第二項」に改め、同条第二項中「又は第十一项第一項」を「第十一项第一項中「又は第十二条第一項第一号（金額に係るものに限る。）又は第十七项の十第二項第一号口若しくは第二号」に改める。

三 第二十一条の二 第二項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 主務大臣は、訪問販売取引等適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、訪問販売取引等適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、訪問販売取引等適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

三 第二十二条の見出しを「（主務大臣等）」に改め、同条第二号中「並びに施設」を「施設」に改め、「行う者に関する事項」の下に「並びに特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者

は、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を超えた金額を受領者等に対して請求することができない。

一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を超えるときは、その額）

二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額

（改善命令）

第十八条の四 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に關し改善が必要であると認めたときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十八条の五 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第十九条第一項中「又は第十条第二項第二号若しくは第三項第二号」を「第十条第二項第一項（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第十七条の九第二項」に改め、同条第二項中「又は第十一项第一項」を「第十一项第一項中「又は第十二条第一項第一号（金額に係るものに限る。）又は第十七项の十第二項第一号口若しくは第二号」に改める。

二 第二十一条の二 第二項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 主務大臣は、訪問販売取引等適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、訪問販売取引等適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、訪問販売取引等適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

三 第二十二条の見出しを「（主務大臣等）」に改め、同条第二号中「並びに施設」を「施設」に改め、「行う者に関する事項」の下に「並びに特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者





を加える。

七 指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約であつて、当該契約の中込みをした者、購入者又は役務の提供を受ける者のために商行為となる割賦販売

第十九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第四項を第三項とし、同項を第三項とする。

第二十三条第一項を削り、第三項を第二項とし、第三項を第二項とし、同項を第三項とする。

第十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第二項を第一項とし、同項を第二項とする。

第二十三条第一項第三号中「第十九条第二項又は第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第十九条の二第一項中「商品を販売するもの」を「商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するもの」に、「指定商品を販売」を、「指定商品若しくは指定権利を販売するとき又は指定役務を提供に改め、「当該指定商品の下に「当該指定権利又は当該指定役務」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第二十九条の二第一項第二号中「購入者」の下に又は役務の提供を受ける者」を加え、「販売する」を「商品若しくは権利を販売し又は役務を提供する」に改め、「商品若しくは権利を販売し又は役務を

第三十条の四の規定は、第二条第二項第一号に規定するローン提携販売に係る分割返済金の返済についてローン提携販売業者に対して生じている事由をもつてローン提供業者（同号）に規定する債務の保証を受けてローン提携販売に係る購入者又は役務の提供を受けた者に対して同号に規定する金銭の貸付けを業として行う者をいう。）に对抗する場合に準用する。（この場合において、第三十条の四第一項中「第二十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分」とあるのは「第二十九条の三第一項第二号の分割返済金」と、同条第四項中「支払分」とあるのは「分割返済金」と読み替えるものとする。

3 第三十条の五の規定は、第二条第二項第二号に規定するローン提携販売に係る弁済金の支払について適用する。この場合において、

第三十条の五第一項中「前条」とあるのは、「第二十九条の四第二項において準用する前条」とするほか、必要な技術的説明は、政令で定める。

第三十条第一項第一号中「商品の代金」を「商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件」に改め、同条第二項中「指定商品を販売するため」を、「指定商品若しくは権利を販売するため」に、「指定商品若しくは指定権利を販売するため」を、「指定商品若しくは指定権利を販売するため」に改め、同条第四項中「指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件」を「指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件」に改め、「当該商品若しくは指定権利の現金販売価格」を「指定商品若しくは指定権利の現金販売価格」に改め、

件又は指定役務を提供する場合の提供条件」に改める。

第二十九条の三中「指定商品を販売する契約」を「指定商品若しくは指定権利を販売する契約」に改め、「購入者」の下に「又は指定役務を提供する契約を受ける者」を、「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加える。

第二十九条の四の規定は、第二条第二項第一号に規定するローン提携販売に係る分割返済

権利又は当該指定役務」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条第二項第二号中「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「係る販売」の下に「又は提供」を加え、「販売する場合の価格」を「又は提供」を加え、「指定商品を販売した」を「指定商品若しくは指定権利を販売した」とき又は指定役務を提供するに、「当該商品若しくは当該権利の販売」を「当該商品若しくは当該権利の販売」に改め、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「当該商品若しくは当該権利の販売」を「当該商品若しくは当該権利の販売」に改め、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条の二第四項第一号中「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加え、同項第五項中「割賦購入あつせん関係役務提供事業者」を、「係

「割賦購入あつせん関係販売業者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加える。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条の二第四項第一号中「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加え、同項第五項中「割賦購入あつせん関係販売業者」の下に「又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」を、「係る購入」の下に「又は受領」を加え、「指定商品を購入した」を「指定商品若しくは指定権利を購入したとき又は指定役務を受領する」に改め、同項第一号中「購入した商品の現金販売価格」を「当該商品若しくは当該権利の現金販売価格又は当該役務の現金提供価格」に改め、同項第一号中「商品の代金」を「商品若しくは権利の代金又は役務の対価」に改め、「その代金」を「当該代金又は当該対価」に改め、同項第二号中「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加える。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条の三第一項中「係る購入」の下に「又は受領」を加え、「指定商品の代金」を「指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価」に改め、「購入者の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え、同項第二号中「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え

第三十条の四第一項中「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「割賦購入あつせん関係販売業者」の下に「又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」という。」を、「係る販売」の下に「又は提供」を加え、「指定商品を購入したとき又は指定役務を受領する」に改め、同項第一号を次のように改め。

一 当該商品若しくは当該権利の現金販売価

格又は当該役務の現金提供価格

第三十条の二第三項中「指定商品」の下に「指定権利又は指定役務」を、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「購入者」の下に「又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」を、「係る購入」の下に「又は提供」を加え、「指定商品を販売した」を「指定商品若しくは指定権利を販売した」とき又は指定役務を提供するに、「当該商品若しくは当該権利の販売」を「当該商品若しくは当該権利の販売」に改め、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条の二第四項第一号中「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加え、同項第五項中「割賦購入あつせん関係販売業者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加える。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条の二第四項第一号中「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加え、同項第五項中「割賦購入あつせん関係販売業者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を、「引渡時期」の下に「若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」を加える。

一 商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

第三十条の三第一項中「係る購入」の下に「又は受領」を加え、「指定商品の代金」を「指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価」に改め、「購入者の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え、同項第二号中「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え

第三十条の三第一項中「係る購入」の下に「又は受領」を加え、「指定商品の代金」を「指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価」に改め、「購入者の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え、同項第二号中「購入者」の下に「又は役務の提供を受ける者」を加え



者が第三十五条の三の二「」とを削り、「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第一項及び第三項」に改める。

第四十五条第一項中「又は第三十二条の二第二項及び第三十三条の二第二項において準用する第五十五条第三項」を削る。

第四十六条の二の次に次の二条を加える。  
(経過措置)

第四十六条の三「この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。」を定める。

第四十七条中「通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 指定商品に係る事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣

二 指定権利に係る事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所掌する大臣

三 指定役務に係る事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所掌する大臣

四 第三十七条第二項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣

五 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

六 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

七 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

八 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

九 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十一 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十二 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十三 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十四 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十五 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

十六 第三十七条第二項の規定による割賦販売の提供を行つ事業を所掌する大臣又は当該大臣

<p>(割賦販売法の一部改正による経過措置)</p> <p>第一条 第一条の規定による改正後の割賦販売法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二条第一項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。</p>
<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>(政令への委任)</p> <p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>(大規模小売店舗立地法の一部改正)</p> <p>第五条 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一条)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則中第十条を削り、第十一条を第十条とする。</p> <p>(通商産業省設置法の一部改正)</p> <p>第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条第一項の表消費経済審議会の項中「及び連鎖販売取引」を「連鎖販売取引及び特定継続的役務提供」に改める。</p>

<p>政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。</p> <p>一 日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の統合に当たっては、特殊法人の整理合理化を推進する趣旨にかんがみ、その効率的な運営に努めること。</p> <p>二 國際協力銀行の組織及び業務については、統合の効果を発揮させるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知識とノウハウが組織及び業務の運営に十分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。</p> <p>三 國際協力銀行が行うODA業務及び国際金融等業務に関する情報公開については、国民の理解を得るために、今後の特殊法人の情報公開に関する法制上の措置を踏まえ、その内容の充実に努めること。</p> <p>四 海外経済協力案件については、国民の理解を得るために、その決定の透明性を確保するとともに、相手国の国民的な理解を一層深め、NGOとも連携した情報分析等を行うこと。</p>
--

<p>要領書</p> <p>第一、委員会の決定の理由</p> <p>第二、本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進</p>
<p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から</p>
<p>附 则</p>
<p>一、委員会の決定の理由</p> <p>二、本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進</p>

# 官報 (号外)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 國際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が國の輸出入若し

くは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が國及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設備の輸出等 設備(航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ。)並びにその部分品及び附属品で我が國で生産されたもの並びに我が國で生産されたその他の製品でその輸出が我が國との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。

二 重要物資の輸入等 我が國の外国との貿易關係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資(設備を含む。)又は技術を輸入し又は受け入れることをいう。

三 出資外國法人等 我が國の法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)の出資(株式又は持分の所有を含む。以下同じ。)に係る外國の法人等(我が國の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外國の法人等を含む。以下同じ。)をいう。

四 外國政府等 外國の政府、政府機関又は地方公共團体をいう。

五 外國金融機関等 外國の銀行その他の金融機関その他大蔵大臣が定める外國法人をいう。

六 銀行等 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。

七 開発事業 開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が國との経済交流を促進するため要と認められる事業(これらは事業の準備のための調査又は試験的実施を含む。)をいう。

八 協調融資 銀行等が國際協力銀行とともに資金の貸付けを行うことをいう。

(法人格)

第三条 國際協力銀行は、法人とする。

(事務所)

第四条 國際協力銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

第五条 國際協力銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、國際協力銀行に追加して出資することができる。

3 國際協力銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。この場合において、当該

(登記)

第六条 國際協力銀行は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならぬ。

## (役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、當利を目的とする團体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、經濟企画庁長官及び大蔵大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認め承認したときは、この限りでない。

## (代表権の制限)

第十六条 國際協力銀行と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が國際協力銀行を代表する。(代理人の選任)

第十七条 総裁、副總裁及び理事は、國際協力銀行の職員のうちから、國際協力銀行の從たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。(職員の任命)

第十八条 國際協力銀行の役員は、総裁が任命する。

## (役員及び職員の秘密保持義務)

第十九条 國際協力銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これら者がその職を退いた後も、同様とする。

## (役員及び職員の地位)

第二十条 國際協力銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(役員の給与及び退職手当の基準)

第二十一条 國際協力銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適

合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十二条 國際協力銀行に、海外経済協力業務運営協議会を置く。

(海外経済協力業務運営協議会)

第二十三条 國際協力銀行の次条第二項に規定する業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 海外経済協力業務運営協議会は、前項に規定する事項について、總裁に意見を述べることができる。

4 海外経済協力業務運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、海外経済協力業務運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## (業務の範囲)

## 第三章 業務

第二十四条 國際協力銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は國際金融秩序の安定に寄与するためのもの(以下「國際金融等業務」という。)を行ふ。

一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。

二 重要な物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に

係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。

三 我が國の法人等、外国政府等又は出資外国人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務を保証し、又は当該資金に係る債務を保証すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは國際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務を保証し、又は当該資金を調達するために当該外国政府等、外國金融機関等若しくは國際通貨基金その他国際機関が発行する公債、社債若しくはこれに準ずる債券(以下「公債等」という。)を必要とする他の方法により取得し、若しくは当該公債等に係る債務を保証すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の对外取引を行うことが著しく困難であり、かつ緊急の必要があると認められる場合において、國際通貨基金その他の国際機関又は当該国外以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行(以下「国際通貨基金等」という。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うこと。

六 我が國からの設備の輸出等により我が國の収支上の理由により当該債務を履行することが著しく困難である場合に、当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

七 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が國の法人等で当該事業を行う者に対する出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合我が國の法人等から借り入れる場合を除く。)において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者(我が國の法人等を除く。)に對してその保証債務を保証すること。

八 前各号の業務に關して必要な調査を行うこと。

九 第一号から第七号までの業務に附帶する業務を行うこと。

二十 國際協力銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、次の業務(第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域等について重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。)を行

うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対し、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

二十一 國際協力銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適するために必要な資金を貸し付け、当該資金に

官報 (外号)

一 開発途上地域の外国政府等その他の経済企画府長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の経済企画府長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のために必要があるときは出資をすること。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十四条 前条第一項第一号に規定する業務のうち開発途上地域に係るものは、我が国が國の輸出入市場の開拓又は確保のため特に必要なものとして政令で定める場合に限り、行うことができる。

2 前条第一項第二号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合(当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大蔵大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。)に限り、行うことができる。

3 前条第一項第三号に規定する業務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める場合に限り、行うことができる。

一 開発途上地域以外の地域に係るもの 我が国と当該地域との貿易その他の経済関係の健全な発展に寄与し、又は国民経済に不可欠な資源、設備その他の製品若しくは技術の確保若しくは開発に寄与すると認められる場合

二 我が国の法人等が海外において行う事業に

必要な資金を貸し付けるもの 当該法人等に對して直接貸し付ける場合

二 外国政府等又は出資外国法人等(我が国のみを除く。以下この号において同じ。)が海外において行う事業に直接に充てられる資金及び外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に外国政府等又は外国の法人等を通じて間接に充てられる資金(我が国の法人等が外国政府等又は外国の法人等に貸し付けるために必要な資金を除く。)に係る債務の保証 銀行等が当該資金の貸付けを行った場合

4 前条第一項第四号に規定する業務のうち貸し付けられた資金に係る債務の保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合に限り、行うことができる。

5 前条第一項第五号に規定する業務は、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときに限り、大蔵大臣の認可を受けて該当するときに限り、大蔵大臣の認可を受けて

一 國際通貨基金等(國際協力銀行を除く。)による経済支援資金の全部又は一部の供与が行われることにより、当該貸付けに係る資金の償還が確保されることとなつてゐる場合

二 当該貸付けについて確実な担保を徵する場合

6 前条第一項第六号に規定する業務は、当該居住国における同種の債務に係る債権を有する者の居住国と協調して行う必要がある場合として

7 前条第一項に規定する業務のうち次に掲げる

ものは、その貸付け、保証しようとする債務に係る貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資の場合に限り、行うことができる。ただし、第一号に掲げるものについては、銀行等が國際協力銀行とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、國際協力銀行による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。

一 前条第一項第一号から第三号までに規定する資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの

二 前条第一項第一号に規定する保証で外國政府等又は外国の法人等の債務に係るもの

三 前条第一項第一号から第四号までに規定する銀行等の貸付債権の譲受け

8 前条第一項第八号に規定する業務は、同項第一号から第七号までに規定する業務の円滑かつ効果的な実施に必要最小限の場合に限り、行うことができる。

第二十五条 國際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資(以下「資金の貸付け等」という。)について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は獎勵するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 國際協力銀行は、一般的の金融機関が通常の条件により資金の貸付け等を行なうことが困難と認められる場合に限り、資金の貸付け等を行うことができる。

3 第二十二条第一項の規定による資金の貸付け等は、当該貸付けに係る資金の償還、當該貸受けに係る債権の回収、當該取得に係る公債等の

償還、當該保証に係る債務の履行又は當該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

4 第二十三条第一項第一号から第七号までの規定による貸付金の利率及び債務の保証の料率は、第四十一条第一項第一号の業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るよう、銀行等の貸付利率及び債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

5 國際協力銀行は、第二十三条第一項第一号若しくは第二号の開発事業に係る事業計画又は同項第一号の經濟の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同項第一号又は第二号の規定による資金の貸付け又は出資をすることができる。

6 第二十三条第一項第一号から第七号までの規定による貸付金の利率及び債務の保証の料率は、第四十一条第一項第一号の業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るよう、銀行等の貸付利率及び債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

7 第二十六条 國際協力銀行は、第二十三条第一項第一号の業務について、總理府令で定めるところにより、その業務を効果的かつ効率的に実施するためには重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針(以下「海外經濟協力業務実施方針」という。)を定めなければならぬ。

(海外經濟協力業務実施方針)

2 國際協力銀行は、海外經濟協力業務実施方針を定めようとするときは、經濟企画府長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 國際協力銀行は、前項の規定による經濟企画府長官の承認を受けたときは、遲滞なく、海外經濟協力業務実施方針を公表しなければならない。

## (業務方法書)

第二十七条 國際協力銀行は、業務の開始の際、業務方法書を作成しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(委託業務に從事する銀行等の役員及び職員の地位)

第二十八条 國際協力銀行は、銀行等に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により國際協力銀行の業務の委託を受けた銀行等(以下「受託者」という。)の役員及び職員でその委託を受けた業務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

## (第四章 財務及び会計)

(事業年度) 第二十九条 國際協力銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(予算)

第三十条 國際協力銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを経済企画庁長官を經由して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、公債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十五条第一項の規定による借入金の利子、同項又は同条第八項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行ひ、閣議の決定を経なければならない。

(補正予算)

第三十五条 國際協力銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算を変更を加える必要があるときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(第三十一条) 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

四 その他当該予算の参考となる書類(予備費)

(第三十二条) 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、國際協力銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十三条 國際協力銀行の予算の国会の議決に関する事項は、國の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第三十四条 内閣は、國際協力銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣及び経済企画庁長官を經由して、直ちにその旨を國際協力銀行に通知するものとする。

2 國際協力銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができる。

(暫定予算)

第三十六条 國際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他の当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、経済企画庁長官を經由して大蔵大臣に提出することができる。

(暫定予算の準用)

第三十七条 第二十九条から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

2 第三十一条第一項から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

(予算の執行)

第三十八条 國際協力銀行は、支出予算について

第三十九条 國際協力銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を経済企画庁長官を經由して大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(第三十二条) 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

四 その他当該予算の参考となる書類(予備費)

(第三十三条) 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、國際協力銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十四条 内閣は、國際協力銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣及び経済企画庁長官を經由して、直ちにその旨を國際協力銀行に通知するものとする。

2 國際協力銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができる。

(暫定予算)

第三十六条 國際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他の当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、経済企画庁長官を經由して大蔵大臣に提出することができる。

(暫定予算の準用)

第三十七条 第二十九条から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

2 第三十一条第一項から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

(予算の執行)

第三十八条 國際協力銀行は、支出予算について

第三十九条 國際協力銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を経済企画庁長官を經由して大蔵大臣に通知しなければならない。

2 國際協力銀行は、前項の規定により承認を受けようとするときは、経済企画庁長官を經由してしなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

(第三十二条) 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

四 その他当該予算の参考となる書類(予備費)

(第三十三条) 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、國際協力銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十四条 内閣は、國際協力銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣及び経済企画庁長官を經由して、直ちにその旨を國際協力銀行に通知するものとする。

2 國際協力銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができる。

(暫定予算)

第三十六条 國際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他の当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、経済企画庁長官を經由して大蔵大臣に提出することができる。

(暫定予算の準用)

第三十七条 第二十九条から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

2 第三十一条第一項から第五項まで、第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

(予算の執行)

第三十八条 國際協力銀行は、支出予算について

官 報 (号外)

所に備えて置き、総理府令・大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。  
第三項に規定する附属明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(区分経理)

第四十一条 國際協力銀行は、次に掲げる業務」といふに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 國際金融等業務
- 二 海外經濟協力業務

2 次の各号に掲げる金額に係る經理は、それぞれ當該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六条第四項の規定により國際協力銀行に出資があったものとされた金額 [國際金融等勘定]

二 附則第七条第四項の規定により國際協力銀行に出資があったものとされた金額 [海外經濟協力勘定] という。)

3 國際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 國際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

6 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

7 前項に定めるもののほか、第五項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び國際協力銀行債券)

8 第一項に定めるもののほか、國際協力銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。

9 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、國際協力銀行の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

10 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

11 國際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

12 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

13 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関する必要な事項は、政令で定める。

(借入金等の限度額)

第四十六条 前条第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する銀行債券の元本に係る債務の現在額の合計額(以下「借入金等の合計額」という。)は、次の各号に掲げる額が、それぞれ当該各号に定める額を超えることとなつてはならない。

一 國際金融等勘定における借入金等の合計額

第五条に規定する資本金のうち国際金融等勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する準備金の額の合計額の十倍に相当する額

二 海外経済協力勘定における借入金等の合計額

第五条に規定する資本金のうち海外経済協力勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する積立金の額の合計額の三倍に相当する額

2 前項の規定にかかるわらず、銀行債券について、発行済みのものの償還のため必要があるときは、一時当該額を超えて銀行債券を発行することができる。

3 第二十二条第一項の規定による資金の貸付け、譲受けに係る債権及び公債等の取得の現在額、保証に係る債務及び保証債務に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、第五条に規定する資本金のうち国際金融等勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する準備金の額並びに第一項第一号の規定による借入れ金の額及び第二項第一号の規定による借入金等の合計額を超えることとなつてはならない。

(政府保証)

第四十七条 政府は、法人に対する政府の財政援

助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、第四十五条第一項の規定により発行する銀行債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)次項、第四項及び附則第八条第一項第一号において「外資支入法」という。)(第二条の規定により政府が保証契約をすることができる債務を除く。第三項において同じ。)について、保証契約をすることができる。

十四号)第三条の規定にかかるわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、第四十五条第一項の規定により発行する銀行債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)次項、第四項及び附則第八条第一項第一号において「外資支入法」という。)(第二条の規定により政府が保証契約をすることができる債務を除く。第三項において同じ。)について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

第四十九条 国際協力銀行は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債務をいう。)の保有

二 資金運用部への預託

三 日本国銀行、銀行その他経済企画庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金

四 讓渡性預金証書の保有

五 前各号の方法に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める方法

四 前項の余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

(会計検査院の検査)

第五十条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

(総理府令・大蔵省令への委任)

第五十一条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものに係る債務について予算をもって定める金額が、同法第四十五条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める。

(監督)

第五十二条 国際協力銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

二 第二十二条第一項第一号及び第二号の規定により貸付け又は出資を受ける者を定めようとするとき。

三 第五十二条第一項の規定により承認をしようとするとき。

二 第二十二条第一項の規定により承認をしようとするとき。

三 第五十二条第一項の規定により主務大臣として命令をしようとするとき(海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項に限る。)。

き、国際協力銀行に対し業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国際協力銀行若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、国際協力銀行若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第五十四条 国際協力銀行の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第五十五条 経済企画庁長官は、次の場合には、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第一項第一号及び第二号の規定により貸付け又は出資を受ける者を定めようとするとき。

二 第二十二条第一項の規定により承認をしようとするとき。

三 第五十二条第一項の規定により主務大臣として命令をしようとするとき(海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項に限る。)。

官 報 (号外)

2 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の規定により総理府令を定めようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、第二十七条第三項の規定により総理府令・大蔵省令(海外経済協力業務に関する事項に限る。)を定めようとするときは、外務大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

(主務大臣)

第五十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員その他の管理業務に関する事項については、経済企画庁長官及び大蔵大臣

二 國際金融等業務及び国際金融等勘定に関する事項については、大蔵大臣

三 海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に関する事項については、経済企画庁長官

第七章 罰則

第五十七条 第十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした國際協力銀行又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした國際協力銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官又は大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その届出をしなかったとき。

二 この法律の規定により指名された監事は、監事に任命されたものとする。

三 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第四十六条第一項の規定に違反して資金の借入れ若しくは債券の発行をし、又は同条第三項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証若しくは出資をしたとき。

六 第四十九条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第五十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十条 第七条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(国際協力銀行の設立)

第二条 内閣総理大臣は、国際協力銀行の総裁又は監事となるべき者を指名する。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員会を命じて、

2 経済企画庁長官は、前項の規定により設立委員を命じようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 設立委員は、国際協力銀行の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を経済企画庁長官に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

4 経済企画庁長官は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

5 第一項の規定により国際協力銀行が輸銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における輸銀に対する政府の出資金に相当する金額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとする。

6 第一項の規定により輸銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外経済協力基金の解散等)

第七条 海外経済協力基金(以下「基金」という。)は、国際協力銀行の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。)第八条第二項の規定にかかるわらず、その時において国際協力銀行が承継する。

2 輸銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、輸銀の解散の日の前日に終わるものとする。

3 輸銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益金の処分及び国庫納付金については、なお従前の例による。

は、基金の解散の日の前日に終わるものとする。

3 基金の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、附則第十五条の規定による廃止前の海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第百七十二号。以下「旧基金法」という。)第二十一条中「翌事業年度の六月三十日」とあるのは、「平成十一年十一月三十日」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により国際協力銀行が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における基金に対する政府の出資金に相当する金額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとする。

5 第二項の規定により国際協力銀行が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金法第十九条第一項の積立金として整理されている金額は、海外経済協力勘定において、第四十四条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 第二項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八条 附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により国際協力銀行が基金の権利及び義務を承継する次の各号に掲げる借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該借入金又は債券に係る債務について從前の条件により存続するものとする。

一 旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は外資受入法

### 第一条第二項の規定による保証契約

#### 二 旧基金法第二十九条の二第一項の長期借入金及び海外経済協力基金債券 旧基金法第二十九条の四の規定による保証契約

2 前項の外貨債券等及び海外経済協力基金債券は、第四十五条第九項及び第十項の規定の適用については、同条第一項の規定による銀行債券とみなす。

(非課税)

第九条 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により国際協力銀行が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により国際協力銀行が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 国際協力銀行が附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において輸銀又は基金が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 海外厚年基金が前項の規定により当該海外厚年基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

5 国際厚年基金は、前項の規定により権利義務を移転することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行なう場合には、海外厚年基金は、国際厚年基金に申し出て、脱退事業所に使用される海外厚年基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したもの(同項に規定する脱退事業所に使用される海外厚年基金の加入員を除く。)のうち次項の同意をしたものに係る海外厚年基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる海外厚年基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 海外厚年基金が前項の規定により当該海外厚年基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

4 海外厚年基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の同意及び当該脱退事業所に使用される海外厚年基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに海外厚年基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決され、及び海外厚年基金の脱退事業所以外の設立

金」という。)は、国際協力銀行の事業所又は事務所を国際協力銀行の成立の日に設立事業所とすることとなる厚生年金基金(以下「国際厚年基金」という。)に申し出て、海外厚年基金の設立事業所(以下この条において「脱退事業所」という。)に使用される海外厚年基金の加入員に係る海外厚年基金の加入員であつた期間に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行なう場合には、国際厚年基金は、前項の規定により権利義務を移転するときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 国際厚年基金が第五項の規定により権利義務を承継したときは、国際厚年基金に年金たる給付の支給に関する義務が承継された者の海外厚年基金の加入員であつた期間は、国際厚年基金の加入員であつた期間とみなす。

4 国際厚年基金が第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる海外厚年基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

5 国際厚年基金が第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる海外厚年基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

6 国際厚年基金が第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を承継した者は、当該権利義務の移転が合会に移転した海外厚年基金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があつた海外厚年基金の当該権利義務を承継する場合は、同法第一百六十二条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「国際協力銀行法(平成十一年法律第百六十二条)附則第十条第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する海外厚年基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替えて、厚生年金保険法第百六十二条第一項の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第一百四十二条第四項ただし書及び第一百四十三条规定する設立事業所(以下「設立事業所」という。)とする厚生年金基金(以下「海外厚年基

事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

3 国際厚年基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

4 国際厚年基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 国際厚年基金は、第一項及び第二項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務が承継された者の海外厚年基金の加入員であつた期間とみなす。

6 国際厚年基金が第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を承継した者は、当該権利義務の移転が合会に移転した海外厚年基金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があつた海外厚年基金の当該権利義務を承継する場合は、同法第一百六十二条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「国際協力銀行法(平成十一年法律第百六十二条)附則第十条第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する海外厚年基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替えて、厚生年金保険法第百六十二条第一項の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第一百四十二条第四項ただし書及び第一百四十三条规定する設立事業所(以下「設立事業所」という。)とする厚生年金基金(以下「海外厚年基







るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 肥料取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年二月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

肥料取締法の一部を改正する法律案  
肥料取締法の一部を改正する法律案  
肥料取締法の一部を改正する法律案  
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格(以下「公定規格」という。)を定める。

一 次条第一項第一号、第一号、第四号及び第五号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項

二 次条第一項第三号に掲げる普通肥料 含有

第四条第一項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「第四号の」を「第五号に掲げる」に改め、同項

下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第一号中「普通肥料」の下に「(第三号に掲げる普通肥料を除く。)」を加え、同項第一号中「普通肥料」の下に「第三号に掲げるものを除く。」を加え、同項第一号中「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号の」を「前二号に掲げる」に改め、「配合される普通肥料」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄」との主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、有害成分を含有するおそれが高いものとして省令で定めるもの

第四条第二項中「前項第三号の肥料」を「前項第四号に掲げる普通肥料(同項第三号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。)」に改める。

第六条第一項第三号中「規格」の下に「(第四条第二号に掲げる肥料にあつては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格。第十一条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。)」を加え、同項第六号中「肥料」の下に「及び第四条第一項第三号に掲げる肥料」を加える。

第七条ただし書中「省令で定める肥料」の下に「及び第四条第一項第三号に掲げる肥料」を加える。

第十七条第一項第三号中「保証成分量」の下に「(第十四条第一項第三号に掲げる普通肥料にあっては、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。)

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第三十二条第一項中「違反したとき」の下に「(表

## (特殊肥料の表示の基準)

第二十二条の二 農林水産大臣は、特殊肥料のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 主要な成分の含有量、原料その他品質に関する表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、特殊肥料の種類を示して、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。(指示等)

第二十二条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産業者、輸入業者又は販売業者に対しその旨を公表することができる。

第三条 生産業者又は輸入業者は、公布の日から起算して七月を経過した日から、新法第六条の規定の例により、前条の省令で定める肥料について、農林水産大臣の登録の申請をすることができる。(登録の申請に関する経過措置)

第四条 前条の規定により登録の申請があつた場合における当該肥料の登録については、新法第七条の規定の例によるものとする。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、この法律の施行の日において同条の規定により農林水産大臣の登録を受けたものとみなす。

## 示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。」を加える。

第四十条中「前四条」を「第三十六条から前条まで」に、「外を「ほか」に改め、同条ただし書を削除する。ただし、同条の規定の例により登録を受けたときは、この法律の施行の日において同条の規定により農林水産大臣の登録を受けたものとみなす。

## 附 則

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、第二十二条の次に二条を加える改正規定、第三十二条第一項及び第四十条の改正規定並びに次条から附則第四条まで及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。(公定規格に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、改正後の肥料取締法(以下「新法」という。)第四条第一項第三号に掲げる普通肥料に該当するものとして省令で定める肥料について、新法第三条の規定の例により、公定規格を定め、公布の日から六月以内に公告しなければならない。

第三条 農林水産大臣は、公布の日から起算して七月を経過した日から、新法第六条の規定の例により、前条の省令で定める肥料について、農林水産大臣の登録の申請をすることができる。

(登録の申請に関する経過措置)

(特殊肥料に係る処分に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前に改正前の肥料取締法第三十一条第二項又は第三項の規定により都道府県知事が同法第二十二条第一項の規定により届け出られている同項第二号に掲げる名称の特殊肥料であつて新法第四条第一項第三号に該当するものについて生産業者、輸入業者又は販売業者に対してもした処分は、新法第三十一条第一項又は第三項の規定により農林水産大臣がした処分とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第七条** 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

の管理に關し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国的基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従つて施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、飼養規模の急激な拡大、担い手の減少、高齢化の進行等極めて厳しい情勢に直面している。こうしたこ

とを背景として、地力の向上に大きな役割を果たす貴重な資源としての家畜排せつ物の利用が困難となり、他方では畜産環境問題が深刻化している。

よつて政府は、本法の運用等に当たつては、次の事項の実現に努め、環境と調和した畜産経営と家畜排せつ物の有効利用の促進を通じた畜産業の健全な発展に万全の力を期すべきである。

一 管理基準及び基本方針については、地域において畜産業が占める地位にかんがみ、実態を踏まえて定めること。

二 都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令については、地域の実情等を考慮するとともにきめ細かい配慮をするよう、周知を図ること。

また、罰則等に関する措置の適用に当たつては、周知徹底の必要性、地域の実情、畜産・酪農経営の状況等を踏まえ、慎重に対応すること。

の管理に關し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国的基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従つて施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

三 都道府県計画を定めるに当たつては、畜種、飼養規模、飼養形態、經營農地の確保状況、たい肥の需要量、自然条件、社会条件等地域における多様な要因を考慮し、地域や個々の經營に最適なものとなるよう周知を図ること。

四 家畜排せつ物の不適切な管理を解消するため、補助事業やリース事業、制度資金等により、家畜排せつ物処理施設の計画的、総合的な整備を円滑に推進するとともに、支援の一層の充実に努めること。

五 効率的かつ低コストで家畜排せつ物を処理し、利用するため、悪臭防止、浄化処理、資源化等に関する技術の開発・普及を促進するとともに、そのための支援を充実すること。

六 飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上等への対応を図るため、草地の造成・整備の計画的な推進、自給飼料生産の拡大に努めること。

また、環境保全にかなう畜産の確立に努めるとともに、畜産部門と耕種部門との連携を確立・強化し、たい肥の広域流通を促進するための支援の充実を図ること。

右決議する。

平成十一年四月十五日

農林水産委員長 野間赳  
参議院議長 斎藤十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資するため、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

## (目的)

第一条 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に關し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るために、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいう。

(管理基準)

第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に關し畜産業を営む者が遵守すべき基準(以下「管理基準」という。)を定めなければならない。

2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従つた家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導

## 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案

又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
(報告の徴収及び立入検査)

第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解釈してはならない。

## (基本方針)

第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るために基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

二 処理高度化施設(送風装置を備えたたい肥倉その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する方針

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解釈してはならない。

## する目標の設定に関する事項

## 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術的向上に関する基本的事項

## 四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第八条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るために計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 家畜排せつ物の利用の目標  
二 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術的研究修の実施その他の技術の向上に関する事項

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する事項

(計画の変更等)

第十一条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## (処理高度化施設整備計画の認定)

第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けたことができる。

2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 処理高度化施設の整備の目標

二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期

三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する事項

(計画の変更等)

第十一条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 3 前条第二項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十二条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第二百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期間及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第一項第一号中「融通法」とあるのは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十六条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第十一條第一項」とする。

(研究開発の推進等)

第十三条 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表する

とともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第十四条 都道府県は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従つて処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第十五条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のた

い肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るために、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第十六条 都道府県知事は、第九条第一項の認定











官報(号外)

平成十一年四月十六日 参議院会議録第十四号

三八

日程第九 賛成者氏名  
送付)

田村 青木 石渡 岩崎 上杉 岩井 岩城 市川 有馬 阿部 阿南	一成君 幹雄君 清元君 純三君 道子君 国臣君 光弘君 純三君 道子君 朗人君 正俊君
公平君 鈴木 恭久君 須藤良太郎君 世耕 弘成君 犀谷 佐藤 塩崎 佐藤 滋宣君 藤木 政二君 田中 直紀君 竹山	景山俊太郎君 祐野 安君 博昭君 仁君 大野つや子君 岩崎 利定君 海老原義彦君 上杉 種田 金田 勝年君 爪塚君 加藤 紀文君 岩崎 純三君 朝倉君 岩永 岩城 岩城 市川 有馬
正孝君 正孝君 久野 恒一君 北岡 秀二君 佐々木知子君 佐藤 泰三君 佐藤 重信君 佐藤 正孝君 鈴木 正孝君 田中 直紀君	景山俊太郎君 祐野 安君 博昭君 仁君 大野つや子君 岩崎 利定君 海老原義彦君 上杉 種田 金田 勝年君 爪塚君 加藤 紀文君 岩崎 純三君 朝倉君 岩永 岩城 岩城 市川 有馬
恭久君 久野 恒一君 北岡 秀二君 佐々木知子君 佐藤 泰三君 佐藤 重信君 佐藤 正孝君 鈴木 正孝君 田中 直紀君	景山俊太郎君 祐野 安君 博昭君 仁君 大野つや子君 岩崎 利定君 海老原義彦君 上杉 種田 金田 勝年君 爪塚君 加藤 紀文君 岩崎 純三君 朝倉君 岩永 岩城 岩城 市川 有馬

投票者氏名

奥石 常田 中島 西田 南野知恵子君	武見 敬三君 享詳君 基君 吉宏君 聖子君
東君 木村 亀谷 博昭君 鶴谷 要人君 木村 仁君 上杉 光弘君 岩崎 純三君 岩崎 純三君 岩崎 純三君	常田 享詳君 基君 吉宏君 聖子君 基君 光弘君
正孝君 国井 小山 河本 加納 片山虎之助君 岸 太田 岩永 岩城 岩城 市川 有馬	常田 享詳君 基君 吉宏君 聖子君 基君 光弘君 基君 純三君 有馬

村沢 谷本 谷澤 俊美君	櫻井 充君 高嶋 良充君 谷林 正昭君
久保 小林 江田 佐藤	入澤 肇君 月原 茂皓君 戸田 邦司君 星野 明市君 奥村 展三君 堂本 晃子君 水野 誠一君 石井 一二君 島袋 宗康君 岩瀬 良三君
木俣 勝木 岩崎 トミ子君 五月君 今井 依田 山下 朝日 石田 足立 著林 正昭君	扇 千景君 高橋 令則君 鹿保 康介君 高橋 令則君 鹿保 康介君 高橋 令則君 鹿保 康介君 高橋 令則君 鹿保 康介君 高橋 令則君

牧君 村沢 谷本 谷澤 俊美君	佐藤 雄平君 鈴木 雄平君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君 鈴木 雄平君
峰男君 元君	佐藤 雄平君 鈴木 雄平君

（内閣提出） 日程第一〇 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案（内閣提出）	反対者氏名
日本農業生産方式の導入の促進に関する法律案（内閣提出）	阿部 幸代君
肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	池田 幸子君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	福井 美代君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	井上 美代君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	入澤 肇君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	阿曾田 清君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	田村 秀昭君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	月原 茂皓君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	戸田 邦司君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	星野 明市君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	奥村 展三君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	堂本 晃子君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	水野 誠一君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	石井 一二君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	島袋 宗康君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	岩瀬 良三君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	佐藤 道夫君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	西川きよし君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	松岡満壽男君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	田名部匡省君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	椎名 素夫君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	高橋 令則君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	鶴保 康介君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	高橋 令則君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	千葉 泰子君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	竹村 貞子君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	齋藤 勲君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	入澤 肇君
日程第一一 肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）	ア曾田 清君



官 報 (号 外)

平成十一年四月十六日 參議院會議錄第十四号

明治三十五年三月三十日

発行所
二 東京一 番 京一 大四都五 藏 号 港区一八八四 省 虎ノ門四五 印 二 刷 一 局 一
電 話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 本号一部 110円)